

令和5年度

丸森町第2子以降児童保育料等無料化事業のご案内

丸森町では、第2子以降児童の保育料及び副食費相当額を、助成金として年2回（上期・下期）に分けて保護者に交付することにより無料化を行っています。

【事業概要】

1 対象児童・対象施設

■対象児童

同一の保護者（単身赴任者など特別な場合を除き、丸森町に住所を有する者に限る。）に養育されている18歳未満の児童が2人以上いる場合、当該児童のうち丸森町で教育・保育を行う施設に入所（園）している第2子以降の児童全員

※年度の初日4月1日に満18歳に達していなければ、年度途中で18歳に到達しても18歳未満とします。（例：高校3年生）

■対象施設

丸森たんぽぽこども園、丸森ひまわりこども園、大内保育所、ひっぽ そのつ森保育園

2 対象にならない場合

申請時に、保護者が次の町税等を滞納している場合は無料化の対象になりません。

- ・町税
- ・国民健康保険税
- ・介護保険料
- ・町が管理する住宅の使用料又は貸付料
- ・水道料金
- ・公共下水道使用料及び受益者負担金並びに農業集落排水施設使用料及び分担金
- ・保育料（副食費含む）
- ・放課後児童クラブ利用者負担金

※助成の承認を受けた後に、町税等の滞納が発生した場合にも、

滞納となった月から承認が取り消されますのでご注意ください。

3 無料化の方法

支払い済みの保育料及び副食費相当額を助成金として保護者へ交付します。

※ただし、過年度分は対象外です。

※助成を受けるには、下記5・6の手続きが必要になります。

4 無料化の期間

保護者が申請書を提出した月の翌月から最初の3月31日まで

5 助成承認申請の方法

①受付時期

令和5年4月に施設を利用する方：令和5年2月10日（金）まで

令和5年5月以降に施設に入所（園）する方：入所（園）月の前月まで

②提出書類

保育施設の入所（園）決定後に、申請にかかる書類等を提出してください。

(1) 丸森町第2子以降児童保育料等助成承認申請書（様式第1号）

(2) 対象児童の戸籍謄本

※必要に応じ戸籍謄本以外の書類を追加で提出していただく場合もあります。

※対象児童が2人以上いる場合は、それぞれ申請してください。（戸籍謄本は1通で可）

※助成を受けるには、毎年度、申請書等を提出する必要があります。

6 助成金交付申請の方法

①提出書類

(1) 丸森町第2子以降児童保育料等助成金交付申請書（様式第3号）

(2) 口座振込依頼書

※年2回、別途通知します。

②助成金交付時期

期別	交付時期
上期（4月分～9月分）	10月～11月頃に交付
下期（10月分～3月分）	4月～5月頃に交付

※申請書類が提出されない場合は、助成金は交付されませんのでご注意ください。

◆◆◆ お問い合わせ先 ◆◆◆

丸森町子育て定住推進課 保育支援班

〒981-2192 丸森町字鳥屋120番地

電話 0224-72-3013

FAX 0224-72-3040